



図書サービスのあり方について

～あり方検討のまとめ～

平成 27 年 3 月

熊本市教育委員会

目 次	頁
第1章 図書サービスのあり方について策定の趣旨 -----	2
第2章 図書サービスのあり方についての位置づけ -----	3
熊本市の施策・計画（抜粋） -----	4
第3章 図書サービスのあり方について -----	5
体系図 -----	5
あり方検討の論点 -----	6
第4章 図書サービスのあり方について実現に向けた具体的方針等 -----	7
Ⅰ 現状に即した図書サービスの改善についての方向性 -----	7
Ⅱ これからの利用者のライフスタイル、価値観の変化への対応 -----	14
Ⅲ 継続的かつ安定的な実施の確保に向けた図書サービスの管理運営体制 --	18
資 料 編 -----	21



第 1 章

図書サービスのあり方について策定の趣旨

熊本市立図書館は、昭和57年に開館し本年度で32年を経過します。

その間、合併により植木図書館を分館とし、くまもと森都心プラザ図書館とネットワークをつなぎ、さらに平成26年3月に城南図書館を分館として開館するなどの読書環境整備に努めてまいりました。

平成24年12月 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正され、図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化に対する規定の整備が示されました。

「地域の知の拠点」として、住民の生涯にわたる自主的な学習活動を支え、促進する役割を果たす図書館は、より市民に利用される図書館となるよう整備を進めていく必要があります。

そこで、公民館図書室等を含め、市全体での図書サービスのあり方について、熊本市立図書館協議会で検討を行い、基本的な考え方と方向性を整理し、教育委員会において検討結果をまとめた「図書サービスのあり方について」を策定するものです。

第 2 章

図書サービスのあり方についての位置づけ

「図書サービスのあり方について」は、市全体での図書サービスのあり方について、図書館協議会で検討いただいた結果をまとめ、今後熊本市立図書館が図書サービスの改善の取り組むべき内容を明示したものです。

目 的

より市民に利用される図書館となるよう、本市が設置する各図書館及び公民館図書室等も含め市全体での図書サービスのあり方について検討。

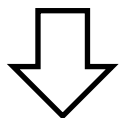
本市図書サービスのあり方の基本となる考え方及び改善の方向性を整理し、今後の市全体での図書サービス改善等の参考とする。

あり方検討結果のまとめ 図書サービスのあり方について

参
考

図書サービス改善の取り組み

事業企画・立案



事業実施 改善

展開

関連計画・方針等

第6次総合計画

教育振興基本計画

生涯学習指針

第5次行財政改革計画

熊本市の施策 ・ 計画 （抜粋）

○第6次総合計画

市立図書館を中核として、プラザ図書館、植木・城南図書館及び各公民館図書室の図書資料の充実を図るとともに、年齢に応じたおはなし会の開催、読書活動啓発のための講座やコンクールなどの主催事業を通じ、多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応した図書館サービスの向上に努めます。

○教育振興基本計画

熊本市立図書館は、図書資料の収集・保存に努めるとともに、資料や情報の提供、相談体制の充実など、サービスの拡充強化と郷土史講座など多様な学習機会の提供、さらには小・中学校との連携を図りながら、読書活動の推進に努めてきました。

公民館や図書館、博物館などの生涯学習拠点施設の機能充実を図り、市民のニーズに応じた学習機会やサービスの提供に努めます。

○生涯学習指針

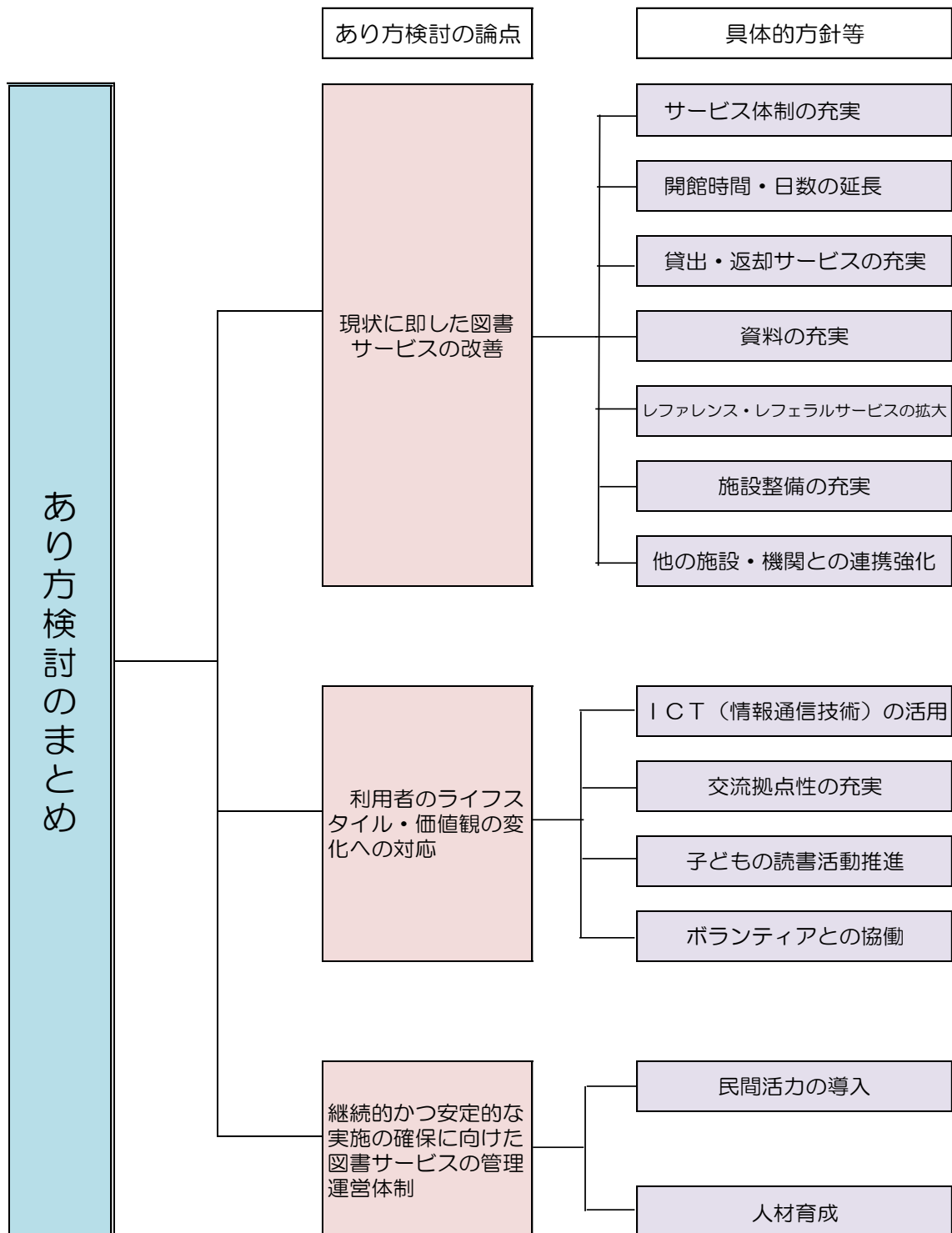
公民館・図書館・博物館等の社会教育施設や体育館・運動公園・文化ホール等のスポーツ・文化施設は、市民の最も身近な学習施設として積極的に利用されています。

今後は、各施設の利便性をより一層高め、生涯学習の更なる充実を図るため、このような施設の機能充実に努めていきます。

○第5次行財政改革

図書館、図書館分館、公民館図書室のそれぞれの役割を踏まえながら、指定管理者制度の活用を含めた図書館サービスの見直しを図ります。

図書サービスのあり方について体系図



あり方検討の論点

図書館を取り巻く社会状況に対応し、市民の「地域の知の拠点」として、より多くの市民の利用を図るため、次の3つを論点に検討をすすめました。

I 現状に即した図書サービスの改善

昭和57年に現在の市立図書館が建設されて以降、合併による図書館及び公民館図書室の増加、くまもと森都心プラザ図書館の開館、政令指定都市移行後の新市基本計画に基づく城南図書館の開館により、現在、熊本市の図書サービス体制は図書館4箇所及び公民館図書室16箇所及び男女共同参画センター内情報資料室で構成され、図書サービス体制の充実を図っています。

今後、利用者拡大を進めていくには、現状に即した図書サービスの改善が必要と考えます。

II これからの利用者のライフスタイル、価値観の変化への対応

平成24年に政令指定都市となった熊本市においては、市民の増加や市域の拡大に伴い、ますます多様化する地域住民の図書サービスに対するニーズへの対応が要求されています。

資料・情報の提供のほかに、地域の情報拠点として、地域の実情を知り多様な価値観の変化への対応が必要と考えます。

III 継続的かつ安定的な実施の確保に向けた図書サービスの管理運営体制

くまもと森都心プラザ図書館と城南図書館（分館）に指定管理者制度を導入し、中央館（本館）である市立図書館及び植木図書館（分館）においても、より効率的で効果的なサービスを提供するため民間活力の導入を検討してまいります。

今後、図書サービスの継続的かつ安定的な実施の確保にむけた管理運営体制の構築に努めるとともに、司書の確保並びに資質・能力の向上など人材育成が必要と考えます。

第 4 章

図書サービスのあり方について実現に向けた具体的方針等

I 現状に即した図書サービスの改善についての方向性

1 図書サービス体制について

【検討結果】

本市図書サービス体制は図書館 4 箇所及び公民館図書室 16 箇所及び男女共同参画センター内情報資料室で構成している。各図書館・公民館図書室等の構成及び位置づけは次表のとおりです。

施設名	位置づけ	主な機能
市立図書館	本館	全市の蔵書管理、図書管理システム運用、図書サービス施策の企画立案を担う本市の図書サービスの中核となる総合図書館
植木図書館 城南図書館	分館	本市の北部・南部における図書館サービスを実施する図書館
森都心プラザ 図書館	専門図書館	森都心プラザビジネス支援センター等と連携しビジネス支援に重きをおいた専門図書館
公民館図書室 (16箇所) <small>男女共同参画センター</small>	図書館との連携協力施設	身近な地域での図書貸出・返却サービス実施

図書館については、それぞれの図書館の機能・特性を活かし、図書館利用の魅力の向上に取り組むとともに、レファレンス(※1)・レフェラルサービス(※2)等の図書館固有機能の充実を図り、本市図書サービスの向上を目指すべきと考えます。

また、公民館図書室は、公民館とともに地域に密着し、親しみやすさ、立ち寄りやすさといった利点も高い一方、生涯学習施設としては、蔵書数の少なさ、閲覧スペースの狭さなど、公民館活動の補助的施設としての限界があるため、図書サービス体制の充実に向けては、公民館図書室は地域密着型図書館として発展することが望ましいと考えられます。

- ※1 レファレンスサービス・・・利用者からの質問に対し、司書が資料を提供するサービス。
- ※2 レフェラルサービス・・・利用者からの依頼に応じて司書が、必要とする情報源となりうる人もしくは機関・組織を知らせるサービス。

【改善の方向性】

各図書館及び公民館図書室等による図書サービス体制については、それぞれの施設のサービス対象地域の実情に応じて、利用者及び住民の要望や社会の要請に添えていくことができる体制を目指します。

- ①図書館については、それぞれの図書館の機能・特性を活かし、図書館利用の魅力の向上に取り組むとともに、利用者や地域住民の課題解決にむけて、図書資料の収集や検索・提供・回答などの図書館の専門性の充実に努めます。
- ②公民館図書室は、公民館と一体になって地域住民にとって親しみやすく、立ち寄りやすいなどの利点を活かし、地域密着型図書館としての発展も考慮しながら、より地域に根ざした図書サービスの充実を目指します。

2 開館時間・日数について

【検討結果】

各図書館・公民館図書室等の現在の開館時間・日数は次のとおりです。

館名	開館日	開館時間	
市立図書館	年間301日 (毎週月曜休館)	全日	9:30~18:00
植木分館	年間301日 (毎週月曜休館)	平日 土日祝	9:30~18:00 9:30~17:00
プラザ図書館	年間341日 (第3水曜日休館)	平日・土 日・祝	9:30~20:00 9:30~18:00
城南分館	年間341日 (第4水曜日休館)	平日・土 日・祝	9:30~20:00 9:30~18:00

※市立・植木図書館の6月~9月の平日の開館時間は、9:30~19:00

	開館日	開館時間
全公民館図書室	年間約287日 (毎週月曜休館) (毎月1日室内整理日)	全日 9:30~17:00

※富合公民館図書室は、平成26年10月から平成27年3月までの間、平日の開館時間を試行により19時まで延長。

開館日・開館時間の設定については、利用促進の観点から、積極的に見直しを検討すべきと考えます。見直しにあたっては、地域の実情や市民の多様な生活時間等に配慮し、開館時間・開館日数の延長が図られるよう検討することが必要と考えます。

なお、公民館図書室の開館時間・開館日数は公民館全体の運営の中で検討する必要があることから、見直しにあたっては、より効果的な開館時間・開館日数の設定について関係部署との十分な協議が必要と考えます。

【改善の方向性】

各図書館及び各公民館図書室等の利用者や地域住民の多様な生活時間等に配慮して開館時間や開館日数を検討し、利便性の高い運営を目指します。

- ①開館時間・日数の見直しについては、利用促進が図られるよう、各図書館のサービス対象地域の実情や利用者や住民の生活時間等に配慮し、開館時間・開館日数の延長を検討します。
- ②各図書館及び各公民館図書室の同一曜日の休館日の見直しや時間差開館など、利用者や住民の生活時間等を考慮した柔軟な開館時間や開館日の設定を検討します。

3 貸出・返却サービスについて

【検討結果】

市立図書館を中心に、図書館3箇所、公民館図書室16箇所及び男女共同参画センター内情報資料室でネットワークを構築し、共通の図書管理システム及び各施設間の図書搬送体制により、全市域での図書貸出サービスを実施しています。

移動図書館については、市立図書館、植木図書館、城南図書館に配置し、市内を巡回し、より広範囲での図書貸出サービスに努めています。

利用者拡大を図るうえでは、貸出・返却が可能なサービススポットの設置、電子図書貸出など、地域の状況や社会環境に即応して、より利便性を高めることのできるサービスが求められていると考えます。

移動図書館については、地域的に利用者の減少も見られ、それぞれの地域の実情を勘案しつつ巡回場所を見直す必要があるとともに、移動図書館に代わる効率的かつ効果的サービスの検討も必要と考えます。

また、視聴覚資料の貸出、雑誌の貸出など図書館、図書室によって異なる運用を行っているケースがあるが、利用者の立場からよりよい運用については、積極的に広く実施すべきと考えます。

【改善の方向性】

より多くの利用者が利用できるよう、地域の状況や社会環境の変化に即応し利便性の高い図書貸出サービスを目指します。

- ①貸出・返却が可能なサービススポットの設置、電子図書貸出等の新たなサービスの導入について検討を行います。
- ②移動図書館については、それぞれの地域の実情を勘案し、巡回場所を見直すとともに、効率的かつ効果的な代替サービス導入を検討します。
- ③視聴覚資料の貸出、雑誌の貸出など各図書館、図書室独自の運用については、地域の状況、利用者の要望等に柔軟に対応するとともに、よりよい運用については積極的に各図書館、図書室で取り入れる方向で検討を行います。

4 資料の充実について

【検討結果】

図書資料の収集は、図書館の基本機能であり、図書館サービスの根幹となるものであることから、図書館の効率的運営を目指す一方、資料の充実は必要であり、図書館予算の確保に努めなければならないと考えます。

また、効果的な資料収集にむけて、市民の要望や社会の要請、地域の実情等を

反映できるよう、各図書館の機能、公民館図書室の利用傾向を把握し、それぞれの施設の特性に合った蔵書コレクション形成に努めることが必要と考えます。

【改善の方向性】

図書資料の収集は、図書館の基本機能であり、図書館サービスの根幹となるものであることから、図書館の効率的運営に努め、資料の充実を図ります。

効果的な資料収集にむけて、市民の要望や社会の要請、地域の実情等を反映できるように、各図書館・図書室等の機能及び利用傾向等を考慮し、それぞれの施設の特性に合った蔵書構成の更なる充実を目指します。

5 レファレンス・レフェラルサービスについて

【検討結果】

レファレンス・レフェラルサービスは、図書館の重要な機能のひとつであるが、大半の利用者には馴染みが薄く認知度も低いと思われます。

このサービスは課題解決のための図書館利用に不可欠なものであり、今後より多くの方々に活用していただくことが重要だと考えます。

一般の人たちにもわかりやすく、利用しやすいサービスとなるよう、積極的なPRなど利用促進に向けた取り組みに努めることが必要だと考えます。

【改善の方向性】

利用者及び地域住民や地域社会の課題解決に資する図書館機能の充実に向けて、レファレンス・レフェラルサービスの充実及び利用促進に努めます。

- ①レファレンス・レフェラルサービスに必要な書誌・索引の充実、従事する司書職員の研修等による能力向上、インターネットデータベースの活用などサービス内容の向上に努めます。
- ②一般の人たちにもわかりやすいサービス名称の表示やサービス利用方法・活用事例のPRなどを通じて利用促進を図ります。

6 施設設備の充実

【検討内容】

図書館内環境については、生涯学習の場として、誰でも安全かつ快適に利用できる環境整備に向け、快適性の追求とユニバーサルデザイン化に努めることが必要と考えます。

また、利用者の多様な利用目的に対応し、個人での学習、親子で本に親しむ体験、高齢者の有意義な時間活用、障がい者が本に触れる機会の充実、利用者相互の交流などができる環境整備に努めることも必要と考えます。

図書館施設の整備については、図書館・公民館図書室がより身近なところにあることが望ましいと考えますが、新たな図書館等の整備は財政上の制約も考えられます。

図書館施設については、財政的制約や費用対効果に十分留意し、利便性の高い図書サービス施設の整備に努めることが必要と考えます。

【改善の方向性】

- ①図書館内環境については、生涯学習の場として、誰でも安全かつ快適に利用できる快適な図書館環境と高齢者や障がいのある方、外国人などにとっても利用しやすいユニバーサルデザイン化を目指します。
- ②利用者の多様な利用目的に対応し、個人での学習、親子で本に親しむ体験、高齢者の有意義な時間活用、利用者相互の交流などに対応できる環境整備に努めます。
- ③図書館施設の整備にあたっては、既存施設の機能拡充や既存施設での駐車場・駐輪場の充実、他の公共施設等と連携した貸出返却サービスを行うサービススポットの配置など、限られた財源の中で費用対効果に留意しつつ、利便性の高い図書サービス施設の整備に努めます。

7 他の図書館や施設・機関との連携

【検討内容】

レファレンス・レフェラルサービスの充実、交流拠点性の向上など図書館の利用促進に向けた取り組みを推進するうえで、他の図書館（大学図書館・市外公共図書館等）や施設・機関との連携は重要であり、今後、他の図書館（大学図書館・市外公共図書館等）や施設・機関との更なる連携に努めることが必要と考えます。

また、図書館がさまざまな情報が得られる場であることから、生涯学習の充実に向けたポータルサイト（※3）として、積極的な他図書館（大学図書館・市外公共図書館等）や施設等の情報収集・発信の充実に努める必要があります。

※3 ポータルサイト・・・必要な情報を取得するための最初の入口。

【改善の方向性】

- ①図書館の利用促進に向けた取り組みを推進するうえで、他の図書館や施設・機関との連携は重要であり、他の図書館や施設・機関との積極的な連携に努めます。
- ②図書館がさまざまな情報が得られる場であることから、生涯学習の充実に向けた地域の情報拠点として、他図書館や施設等の情報収集・発信に積極的に取り組みます。

Ⅱ これからの利用者のライフスタイル、価値観の変化への対応

8 図書館サービスへのICT活用方針について

【検討結果】

現在、市立図書館では、ICTタグによる蔵書管理、Web検索予約、SDIサービス(※4)など、図書貸出や検索のサービスの利便性向上に努めています。

また、情報媒体としてインターネット閲覧、商用データベース提供を実施しているほか、プラザ図書館、城南図書館ではPC持込コーナーを設置し利用者の図書館活用の範囲を拡大しています。

このほか、ネットで公開されている図書や論文・文献等の検索ページのレファレンス・レフェラルサービス活用や、図書館ホームページを通じた図書館イベント情報など図書館の広報活用を行っているところです。

現在、社会の様々な課題への対応には、ICT(情報通信技術)の利活用が必要不可欠なものとなっています。図書館が地域の情報拠点としての使命を果たしていくため、積極的にICTに関する情報収集を行い、技術や環境の進展に応じて新たな図書サービスに取り組んでいく必要があると考えます。

図書・視聴覚資料に続く情報媒体としての電子図書の導入やICTを活用できる環境の充実、図書館の情報発信手段としての活用などを検討する必要があります。

※4 SDIサービス・・・知りたい情報を単語等で最新の新着情報をお知らせするサービス。

【取り組みの方向性】

これからの社会の様々な課題への対応には、ICT(情報通信技術)の利活用は必要不可欠なものとなっています。

一方で、情報は周囲にあふれているものの、媒体がないために入手できない方々も存在し、いわゆる情報格差が発生していることも事実です。

そのような社会的状況の中で、図書館はあらゆる方々の教養・調査研究・趣味等に役立つ資料や行政情報を提供することが使命と考えます。

①タブレット型情報端末の普及に対応するため無線LANの導入、商用データベースの充実、図書情報発信にむけたSNS(※5)の活用など情報化の進展に対応した環境整備に努めます。

※5 SNS・・・LINE、FaceBook、Twitter等、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のウェブサイト。

②電子書籍の普及に伴い今後のニーズが高まることが想定されるため、導入に向けた調査・研究を実施してまいります。

③利用者及び地域住民の課題解決に役立つ情報提供や図書サービスの利便性向上などへのICT利活用にむけて、積極的に情報収集及び調査研究に取り組みます。

9 図書館の交流拠点性について

【検討結果】

誰もが自由に利用でき、情報に触れることのできる図書館の特性を活かし、人々が交流できる拠点として図書館を活用することは、今後の図書館の魅力向上、利用促進の重要な要素と考えられます。

今後は、図書館利用を通じた、親子の交流、世代間の交流、障がい者との交流、ビジネス交流などの利用者相互の交流促進に向け、図書館設備の整備、関連する情報の発信、イベント催事の企画に取り組み、交流拠点性の充実に努める必要があります。

【取り組みの方向性】

誰もが自由に利用でき、情報に触れることのできる図書館の特性を活かし、人々が交流できる拠点として図書館を活用することは、今後の図書館の魅力向上、利用促進の重要な要素と考えます。

今後は、図書館利用を通じた、親子の交流、世代間の交流、障がい者との交流、ビジネス交流などの利用者相互の交流促進に向け、図書館設備の整備、関連する情報の発信、イベント催事の企画等に取り組み、図書館の交流拠点性の向上を目指します。

10 子ども読書活動推進について

【検討内容】

熊本市では、平成25年度から熊本市読書活動推進計画を市立図書館が所管し、図書館が中心となって学校教育部署、就学前児童部署、社会教育部署と連携し計画遂行を図っている。また、子育て支援部署と連携して、「このほんよんで！」の配布などを通じて、乳幼児期の親と子どものかかわりの中で本に親しむ環境づくりに取り組んでいます。

また、学校教育現場とは市立図書館に設置している学校図書館支援センターにおいて、学校と図書館、学校相互での図書の有効活用、学校図書館司書補の活動支援を行っています。

今後、熊本市読書活動推進計画、子育て支援部署と連携した幼児期の本に親しむ環境づくり、学校図書館支援センターを通じた学校図書館活動支援を着実に推進していくことが重要だと考えます。

また、近年の家庭教育重視の状況を踏まえ、家庭教育の向上の観点から、関連する図書イベントや啓発活動の見直しを図ることも重要と考えます。

子どもへの読書活動啓発に向けては、学校教育や家庭教育の向上など社会の要請に即応した事業展開が必要と考えます。

【取り組みの方向性】

子どもたちが、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで必要な読書活動を進める環境を整備し、豊かな感性や想像力、表現力などを備えた子どもを育みます。

そのために、熊本市子ども読書活動推進計画、子育て支援部署と連携した幼児期の本に親しむ環境づくり、学校図書館支援センターを通じた学校図書館活動支援について今後とも着実な推進を図ります。

また、子どもへの読書活動啓発に向けては、学校教育や家庭教育の向上など社会の要請に即応した事業の展開に努めます。

11 ボランティアとの協働について

【検討内容】

市立図書館はじめ市内各図書館や公民館図書室等では、おはなしボランティア、紙芝居ボランティア、布絵本ボランティア、書架整理ボランティアにより図書サービスへの充実に寄与いただいています。

特に、おはなしボランティアについては、子ども読書活動推進の観点から養成講座を設け、育成支援を行っています。

ボランティアとの協働は図書サービスの充実に資するものであり、従来のボランティアはもとより、今後新しい分野での協働に向けて、活動の機会や場所の提供に積極的に取り組むことが必要だと考えます。

【取り組みの方向性】

ボランティアとの協働は図書サービスの充実に資するものであり、従来のボランティアに加え、今後新しい分野での協働にむけて、活動の機会や場所の提供に積極的に努めます。

Ⅲ 継続的かつ安定的な実施の確保にむけた図書サービスの管理運営体制

12 民間活力の導入について

【検討結果】

現在、熊本市では、民間事業者のノウハウやネットワークを活用した効率的なサービスの向上を目的として、くまもと森都心プラザ図書館、城南図書館に指定管理者を導入しています。

指定管理者の導入により、開館日・開館時間の延長、民間ノウハウを活かしたサービスの向上等一定の効果が見られているところです。

図書サービスへの民間活力の導入について、今回、図書サービスあり方を検討する中では、「民間企業にシフトすることについては、経済的側面からの効率性の追求は必要ではあるが、そのみが優先されてしまう可能性があることに危機感を持っている。」「経済的側面からの運営的なものは民間が強いかもしれないが、市民サービスや人材育成については、公的なものでないといけない。」「民間活力の導入が前提で進んでいるよう思われるので、（協議会では）もう少し中立的な立場で、民間活力の導入がいいかどうかというような点から検討していくべき。」「効率的といったときには、民間活力の導入もあるが、内部の改善もある。内部の改善についても議論することが大事。」など、市立図書館協議会委員から意見がだされたところです。

今後の民間活力の導入にあたっては、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(※6)に定められた事項が確実に実行されることを前提とし、行政の果たすべき責務について十分に留意し検討をおこなうことが必要だと考えます。

【取り組みの方向性】

図書サービスの継続的かつ安定的な実施の確保にむけた管理運営体制の構築に向けては、効率化の面において今後とも事務改善に努めるとともに、サービス向上の観点から民間活力の導入についても検討します。

なお、民間活力の導入を検討する場合は、図書サービスにおける行政の果たすべき責務について十分に留意し、効率性追求の側面のみには偏ることがなきよう「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に定められた事項が確実に実行されることを前提として検討を行います。

※6 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」 平成 24 年 12 月文部科学省告示
(抜粋) 第一 総則 三 運営の基本

図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この水準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

13 人材育成について

【検討結果】

図書館運営にあたっては、利用者に直接サービスを提供する司書及び司書補の確保及び資質能力の向上が不可欠です。

市の職員については、現在は、司書有資格者の新規採用ではなく、司書資格取得経費を予算化し、一般事務職が図書館配置後資格取得をする体制により司書職員を確保しており、図書館や公民館図書室の嘱託職員については、司書資格を採用条件とし、有資格者の確保に努めています。

また、指定管理者については、図書館業務職員全てに有資格者を条件づけています。

今後とも、専門的なサービスを実施するために必要な司書等の確保に努めるとともに、研修機会の拡充等、司書等の資質・能力の向上についても努めることが重要です。

また、司書養成の促進にむけて、インターンシップ受入れなど司書養成に取り組む大学・学校等と積極的な連携に努めることも重要です。

【取り組みの方向性】

図書館運営にあたって、専門的なサービスを実施するために必要な司書等を確保するとともに、その資質・能力の向上に努めます。

また、司書養成の促進にむけて、司書養成に取り組む大学・学校等と積極的な連携に努めるとともに、インターンシップや学生ボランティアの受入れを行い、図書館業務の理解を深め、新たな人材育成に努めます。

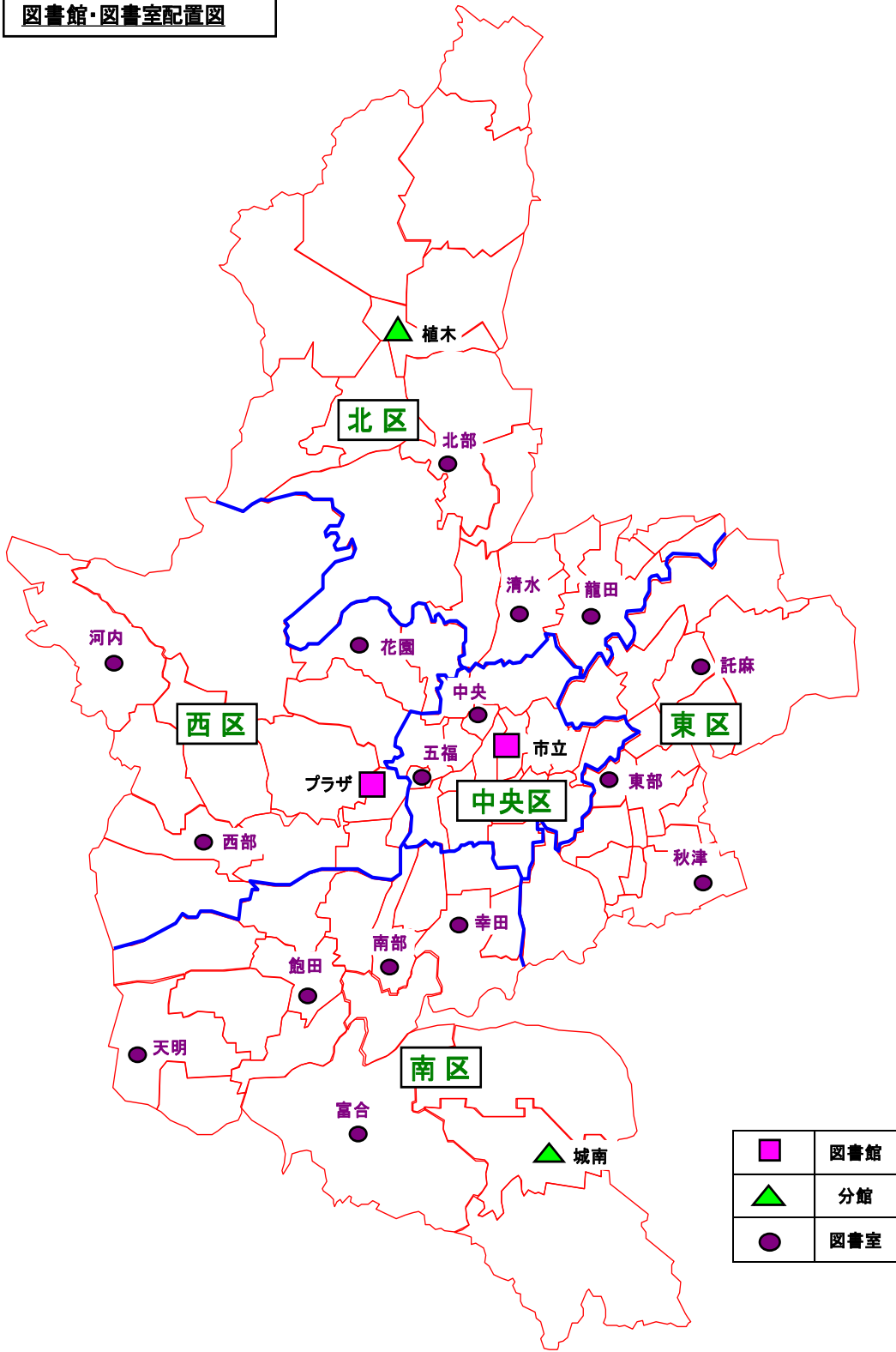
資料編

	頁
図書館・公民館図書室一覧	21
図書館・図書室配置図	22
館別分類別蔵書冊数	23
館別貸出者数	24
館別分類別貸出冊数	25
政令市図書館統計	26
図書サービスのあり方について策定経過 ---	27
熊本市立図書館協議会委員名簿	28

図書館・公民館図書室等一覧

区	図書館(室)名	所在地	電話番号	蔵書数	備考
中央	市立図書館	大江6-1-74	096-363-4522	574,178	
	中央公民館	草葉町5-1	096-353-0151	35,201	
	五福公民館	細工町2-25	096-359-0500	15,881	
	はあもにい	黒髪3-3-10	096-345-2550	17,610	情報資料室
	図書館(1) 図書室等(3)			642,870	
東	東部公民館	錦ヶ丘1-1	096-367-1134	32,628	
	託麻公民館	長嶺東7-11-15	096-380-8118	32,568	
	秋津公民館	秋津3-15-1	096-365-5750	31,531	
	図書館(0) 図書室(3)			96,727	
西	プラザ図書館	春日1-14-1	096-355-7401	229,132	駅前情報図書館
	花園公民館	花園5-8-3	096-359-1261	30,459	
	河内公民館	河内町船津791	096-276-0133	22,805	
	西部公民館	小島2-7-1	096-329-7205	25,670	
	図書館(1) 図書室(3)			308,066	
南	城南図書館	城南町舞原字西451-9		71,911	分館
	幸田公民館	幸田2-4-1	096-379-0211	31,191	
	南部公民館	南高江6-7-35	096-358-1706	34,097	
	天明公民館	奥古閑町2035	096-223-0118	22,463	
	飽田公民館	会富町1333-1	096-227-1195	29,636	
	富合公民館	富合町清藤400	096-357-4580	55,000	
	図書館(1) 図書室(5)			244,298	
北	植木図書館	植木町岩野238-1	096-272-6915	67,285	分館
	龍田公民館	龍田弓削1-1-10	096-339-3322	33,555	
	清水公民館	清水亀井町14-7	096-343-9163	30,436	
	北部公民館	鹿子木町66	096-245-0046	22,931	
	図書館(1) 図書室(3)			154,207	
市全体	図書館(4) 図書室等(17)		1,446,168	H26.4.1 現在	

図書館・図書室配置図



貸出者数

(単位:人)

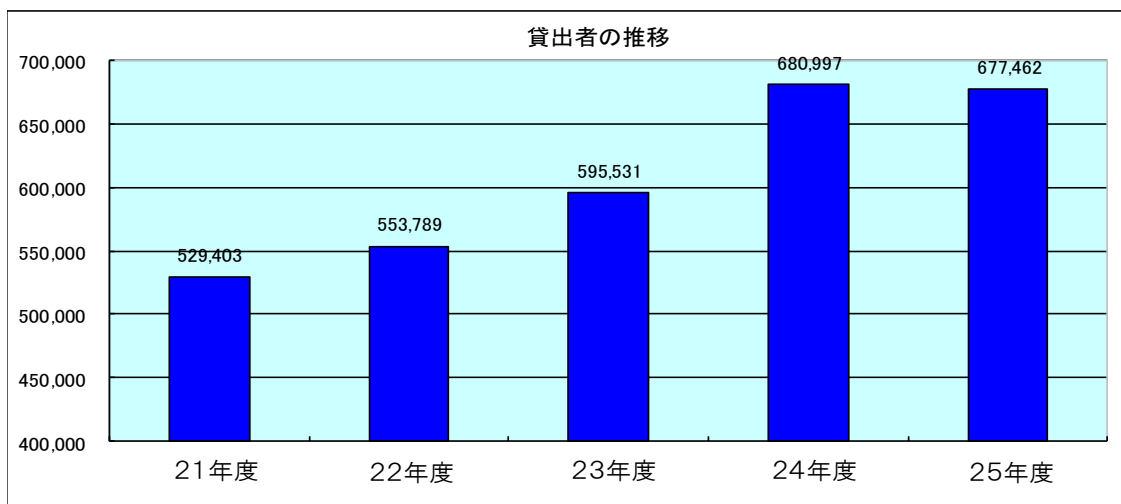
館名	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
市立図書館		180,797	172,303	168,472	178,564	175,435
BM(移動図書館)		4,002	3,508	3,130	3,045	2,961
植木図書館		—	43,921	42,703	44,470	45,404
BM(移動図書館)		—	—	373	981	1,022
城南図書館	BM(移動図書)	—	—	—	—	5,140
BM(移動図書館)		—	—	—	—	23
プラザ図書館		—	—	48,101	123,443	129,224
東 部		51,217	50,712	50,498	39,547	44,523
龍 田		21,776	25,600	24,629	26,024	25,959
託 麻		31,153	27,658	27,152	27,696	27,698
幸 田		30,710	31,359	32,413	31,477	27,564
中 央		13,265	14,195	13,338	12,258	11,636
清 水		30,848	29,217	28,390	28,620	27,358
秋 津		25,195	24,200	24,254	27,360	23,993
南 部		25,018	21,757	15,431	16,150	14,811
花 園		24,885	19,291	22,109	22,426	20,605
北 部		14,016	12,426	11,730	11,205	9,530
河 内		3,368	3,303	3,078	2,767	2,818
天 明		5,573	4,196	4,940	4,899	4,455
飽 田		12,689	11,681	11,738	9,707	9,014
西 部		24,625	22,853	20,186	21,271	20,646
富 合		16,734	20,624	23,729	24,945	24,688
隈 牟 田		—	5,598	6,318	7,862	6,566
BM(移動図書館)		—	—	389	508	379
五 福		13,532	9,387	12,430	10,848	10,534
はあもにい		—	—	—	4,924	5,476
合 計		529,403	553,789	595,531	680,997	677,462

※プラザ図書館は平成23年10月開館。

※全利用者資格で抽出。

※24年度分から「はあもにい」を追記。

※城南図書室は、平成26年2月で閉室。 城南図書館は、3月1日に開館。



政令指定都市立図書館統計 蔵書数・貸出冊数・図書資料費・登録者数等

(単位：人、冊、円)

順位	人口	図書館数	蔵書数	貸出冊数	図書資料費 (H25決算)	登録者数	一人当たり 蔵書数	一人当たり 図書資料費	一人当たり 貸出冊数	登録率
1	横浜市	さいたま市	横浜市	大阪市	横浜市	横浜市	静岡県	静岡県	さいたま市	さいたま市
	3,702,093	24	4,059,876	11,779,290	207,781,000	951,811	3.32	261.0	8.11	52.7%
2	大阪市	大阪市	大阪市	名古屋市	名古屋市	札幌市	さいたま市	熊本市	静岡市	相模原市
	2,680,258	24	4,056,540	11,226,241	207,157,000	733,568	2.85	252.1	6.52	51.0%
3	名古屋市	浜松市	さいたま市	横浜市	京都市	さいたま市	浜松市	新潟市	岡山市	岡山市
	2,268,217	23	3,582,901	10,439,041	201,624,000	662,245	2.71	173.3	6.01	49.2%
4	札幌市	名古屋市	名古屋市	さいたま市	大阪市	大阪市	千葉市	京都市	新潟市	堺市
	1,936,639	21	3,291,647	10,184,986	196,452,000	560,963	2.34	137.4	5.73	43.7%
5	神戸市	京都市	札幌市	京都市	熊本市	川崎市	新潟市	さいたま市	堺市	札幌市
	1,538,454	20	2,570,549	7,355,460	186,176,000	533,369	2.33	127.8	5.47	37.9%
6	福岡市	新潟市	静岡市	札幌市	静岡市	名古屋市	岡山市	岡山市	浜松市	川崎市
	1,510,566	19	2,343,937	6,865,135	184,465,000	491,711	2.28	126.8	5.06	36.7%
7	京都市	横浜市	広島市	川崎市	さいたま市	京都市	堺市	広島市	京都市	京都市
	1,467,219	18	2,281,204	6,662,198	160,494,000	442,011	2.25	126.6	5.01	30.1%
8	川崎市	北九州市	千葉市	神戸市	広島市	神戸市	相模原市	浜松市	名古屋市	北九州市
	1,453,427	18	2,259,868	6,497,070	150,120,000	418,815	2.03	109.8	4.95	30.0%
9	さいたま市	千葉市	浜松市	広島市	新潟市	相模原市	熊本市	仙台市	川崎市	千葉市
	1,255,743	14	2,194,263	4,933,242	139,225,000	367,669	1.99	108.5	4.58	28.1%
10	広島市	川崎市	神戸市	静岡市	仙台市	堺市	広島市	北九州市	大阪市	神戸市
	1,186,147	14	2,016,247	4,605,379	115,743,000	366,988	1.92	98.4	4.39	27.2%
11	仙台市	静岡市	福岡市	新潟市	川崎市	岡山市	北九州市	堺市	千葉市	熊本市
	1,066,609	12	1,943,545	4,599,711	109,487,000	350,956	1.89	95.9	4.26	26.9%
12	北九州市	堺市	仙台市	堺市	北九州市	福岡市	仙台市	名古屋市	神戸市	静岡市
	966,976	12	1,941,966	4,597,551	95,144,000	348,456	1.82	91.3	4.22	26.2%
13	千葉市	神戸市	川崎市	福岡市	岡山市	北九州市	大阪市	川崎市	広島市	横浜市
	963,750	11	1,903,525	4,523,129	90,379,000	290,366	1.51	75.3	4.16	25.7%
14	堺市	広島市	堺市	岡山市	浜松市	千葉市	名古屋市	大阪市	相模原市	福岡市
	840,059	11	1,887,319	4,288,157	89,045,000	271,227	1.45	73.3	4.10	23.1%
15	浜松市	福岡市	京都市	仙台市	堺市	広島市	札幌市	千葉市	熊本市	広島市
	810,847	11	1,878,978	4,109,186	80,550,000	263,806	1.33	65.5	4.06	22.2%
16	新潟市	札幌市	新潟市	千葉市	札幌市	熊本市	神戸市	横浜市	北九州市	浜松市
	803,336	10	1,868,232	4,104,955	68,579,000	198,707	1.311	56.1	3.95	21.72%
17	熊本市	岡山市	北九州市	浜松市	福岡市	静岡市	川崎市	相模原市	仙台市	名古屋市
	738,371	10	1,830,283	4,104,177	66,806,000	184,899	1.310	52.7	3.85	21.68%
18	相模原市	仙台市	岡山市	北九州市	千葉市	浜松市	福岡市	福岡市	札幌市	大阪市
	721,178	7	1,627,473	3,824,102	63,130,000	176,100	1.29	44.2	3.54	20.9%
19	岡山市	相模原市	熊本市	熊本市	神戸市	新潟市	京都市	札幌市	福岡市	新潟市
	712,954	4	1,471,323	2,998,875	49,715,000	159,073	1.28	35.4	2.99	19.8%
20	静岡市	熊本市	相模原市	相模原市	相模原市	仙台市	横浜市	神戸市	横浜市	仙台市
	706,823	4	1,462,710	2,960,289	37,977,000	112,376	1.10	32.3	2.82	10.5%

※平成26年度指定都市館長会議統計資料等による。

「図書館サービスのあり方について」策定経過

平成25年度

年月日	実施事項
平成25年9月	2000人市民委員会アンケート実施
	「図書館サービスについて」
平成25年11月8日	第1回図書館協議会（あり方検討1回目）
	「図書館サービスのあり方検討について」
平成26年1月22日	第2回図書館協議会（あり方検討2回目）
	「これからの図書館に求められる役割について」（項目検討）

平成26年度

平成26年4月22日	第1回図書館協議会（あり方検討3回目）
	「検討項目の具体的論議」
平成26年5月20日	第2回図書館協議会（あり方検討4回目）
	「あり方検討」(中間報告)案 提示
平成26年5月23日	教育委員会会議
	任期満了に伴う図書館協議会委員委嘱
平成26年6月26日	教育委員会会議
	「あり方検討」(中間報告) 報告
平成26年8月22日	第3回図書館協議会（あり方検討5回目）
	「図書館サービスのあり方について」(案) 議論
平成26年10月29日	第4回図書館協議会（あり方検討6回目）
	「図書館サービスのあり方について」(案) 承認
平成26年11月19日	教育委員会会議
	「図書館サービスのあり方について」(案) 協議
平成26年12月19日	教育企画市民委員会
	「図書館サービスのあり方について」(案) 報告
平成27年3月17日	教育委員会会議
	「図書館サービスのあり方について」(案) 報告

熊本市立図書館協議会委員名簿

区分	氏名	所属団体・役職名	任期
学識経験	山中 守	尚絅大学学長補佐（教授）兼図書館長	
学識経験	吉村 純一	熊本学園大学商学部 学部長（教授）	
学校教育	田中 誠也	熊本市学校図書館協議会会長 （熊本市立田迎南小学校長）	
社会教育	下城 明美	熊本市社会教育委員	
家庭教育	山野 佳子	熊本市PTA協議会常任理事	
家庭教育	吉永 千草	植木おはなしの会代表	
家庭教育	石坂 真好	公募委員	平成24年7月26日～ 平成26年7月25日
社会教育	加藤 貴司	熊本市地域公民館連絡協議会事務局長	平成26年6月1日～
社会教育	森永 義男	熊本市地域公民館連絡協議会会長	～平成26年5月31日

図書サービスのあり方について

平成 27 年 3 月

熊本市教育委員会事務局 熊本市立図書館

〒862-0971 熊本市中央区大江 6 丁目 1-74

TEL 096-363-4522

FAX 096-372-4252

メールアドレス / toshokan@city.kumamoto.lg.jp